

「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（素案）」
 に対する県民意見募集結果について

意見募集期間：令和5年12月15日（金）～令和6年1月14日（日）

提出意見：3名（15項目）

通番	ご意見の内容（要旨）	ご意見に対する県の考え方
1	DV防止法では、被害者は性別によらず支援されると考えて良いでしょうか？	DV防止法では、性別を問わず支援対象としております。
2	<p>多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く、情報収集に努めることを望みます。</p> <p>例えば東京都での若年被害女性等支援モデル事業では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされています。</p> <p>このような混乱は支援対象者の為になりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い活動となることを望みます。</p> <p>厚生労働省が令和5年3月に発出した民間団体の適格性に関する通知を遵守されることを望みます。</p>	<p>民間団体との連携にあたっては、情報収集に努めてまいります。また、施策の実施にあたっては、国の法令や通知に基づき、実施してまいります。</p>
3	適当な民間支援団体が地域にない場合には、公共機関など、民間団体以外も活用して支援が途切れないよう取り計らうべきと思います。	計画素案P32に記載のとおり、関係機関との連携による切れ目のない支援に取り組んでまいります。

通番	ご意見の内容（要旨）	ご意見に対する県の考え方
4	<p>実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて目標を掲げられないでしょうか？</p> <p>支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知は重要ですが、それらは支援の手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚えます。</p> <p>5年という相応の長さを持つ計画であり、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを評価指標に入れてはいかがでしょうか？</p>	<p>支援対象者ごとに抱えている問題が異なることから、求められる支援の内容も様々である中、支援について、客観的な成果指標を設定し、評価することは馴染まないと考えます。</p> <p>制度上、保護を行った支援対象者に対しては、本人と十分に話し合い、生活の目処をつけた上で、保護を解除することとなっております。</p> <p>保護の解除の先に本当の自立があることから、支援が途切れてしまうことがないように、支援調整会議でのフォローアップ、希望者に対する定期的な連絡を通じ関係性を維持してまいります。</p>
5	<p>県の基本計画を読むに、DV被害者を主な対象者とした計画と理解しております。</p> <p>計画案や法律を拡大解釈の上、対象者を際限なく広げ適用する懸念があります。</p> <p>また、いわゆる困難女性支援法においては、民間の支援団体を行政が支援する建付けとなっております。</p> <p>民間の支援団体への業務委託についてはプロポーザル方式を採用し、具体的な目標を定め、一定の期間ごとに評価の上、著しい目標の未達や問題があった団体については、排除する仕組みが必要です。</p> <p>更に民間の支援団体へ出資する際は、資金の用途や活動内容について公開と追跡が可能なようにすべきです。</p> <p>対象者のプライバシー保護を名目に、用途や活動内容が隠匿されるようなことはあってはならないと考えます。</p>	<p>民間団体が行っている事業を支援する際には、支援実績などを勘案した上で行ってまいります。</p> <p>また、県として、民間団体へ出資することは考えておりません。</p> <p>なお、民間団体へ補助金を交付する場合には、事業完了後に補助金の用途や活動内容を確認した上で交付する他、県の会計規則に則り、事業を進めてまいります。</p>

通番	ご意見の内容（要旨）	ご意見に対する県の考え方
6	精神疾患を持ったDV被害者の保護や入所は、ほぼなされていない現状が有る。放置して良いはずはない。病状を見極め、これ迄の支援にとられない新たな方法を願う。	精神疾患をもったDV被害者の保護等については、市町村担当者会議などを通じて、周知するとともに、新たに支援のあり方について支援調整会議などで検討してまいります。
7	公営住宅や空き施設をシングル家族や困難女性の集合施設として整備して欲しい。	困難な問題を抱える女性の居場所の確保については、支援調整会議などを通じて、検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	「ホワイトリボン」の動きを作るインキュベーターと、「男性学」などの連続講座で気づく場を作って欲しい。男性を巻き込んでいく事が必要。	計画素案P21に記載のとおり、加害者を生まないための広報啓発を推進してまいります。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	DVによる暴力への認識が甘い。現実には想像出来ない行為が家庭内で行われているが、知る機会が無い。	DV被害の実情については、市町村担当者向け研修会などを活用して、周知を図ってまいります。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
10	男性のDV被害件数が正確とは言えない事を伝えたい。「DVは暴力による支配」だがDVでない正当防衛・自己防衛による無言、「自分の方が被害者」と言った加害夫の共通した意識等が有る結果、実態を反映した数値でない。	DV被害の実情については、市町村担当者向け研修会などを活用して、周知を図ってまいります。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
11	加害者を生まないポスターに加え、「DV加害者チェックリスト」で自分を検証して気づいて欲しい。男性トイレや男性が目にしやすい場所にカードサイズで配置を。	計画素案P21に記載のとおり、加害者を生まないための広報啓発を推進してまいります。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
12	警察での被害化には、被害者の安全確保と保護命令の現実的な発令も合わせて必要。	計画素案P30に記載のとおり、各関係機関と連携し、適切な対応に努めてまいります。 また、保護命令制度については、支援調整会議などを通じて、関係機関に周知徹底を図ってまいります。

通番	ご意見の内容（要旨）	ご意見に対する県の考え方
13	ひとり親家庭では母の家事や育児負担が大きく、心身の疲労に繋がっている。相談だけでなく、家事や子育ての支援の制度が必要。	各種相談窓口において、各種支援策についても案内してまいります。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
14	民間の支援が増える。助言やサポートと同時に補助金の補助率の増加や新たな補助金を望む。 このままではいつまで支援を続けられるか分からない。	民間団体への支援の在り方については、支援調整会議において検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
15	連携は言われて久しい。自治体とは連携して効果的な支援が出来る一方、対等とは言えない関係に於いても効果的な支援に努めているが、出来れば繋がりがたくないとってしまう。強い立場にある自治体側の意識の変化を求めます。	市町村担当者会議や研修会、市町村への業務上の助言等を通じて、民間団体との対等な連携について周知してまいります。